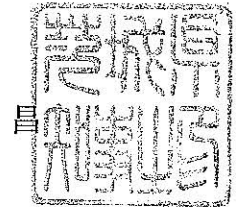


経済産業大臣 甘 利 明 殿

茨城県知事 橋 本



鹿島共同発電所5号機設置計画環境影響評価方法書に対する意見について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項に基づく意見について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7第1項の規定により、下記のとおり提出しますので、電気事業法第46条の8の規定に基づき事業者に勧告をするに当たっては、本意見を十分に勘案されますようお願いいたします。

なお、今後、環境への影響に関し新たな事情や事業特性が明らかになった場合においては、選定された項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行う必要があると考えておりますので、念のため申し添えます。

おって、環境影響評価法第10条第2項の規定に基づき提出された鹿嶋市長及び神栖市長の意見については、別紙写しのとおりです。

## 記

### 1 総括的事項

- (1) 対象事業は、発電設備の一部について、副生ガスと重油を燃料とする汽力発電設備から、副生ガス専焼の高効率コンバインドサイクル発電方式の設備へと更新を行うものであるが、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）への対象事業の目的及び内容の記載に当たっては、事業の必要性及び背景、経緯をできる限り詳細に明らかにすること。

また、準備書は、専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、住民に分かりやすい内容となるよう留意すること。

- (2) 対象事業は、新たに5号機を設置した後、既設の1号機及び2号機を廃止する工事

工程となるが、全体の工事工程をできる限り詳細に準備書で明らかにしたうえ、工事の実施に係る環境影響評価の実施に当たっては、1号機及び2号機の撤去工事までを含め、適切に環境影響評価を行うこと。

- (3) 環境保全の観点から、最新で、かつ、より良い技術を導入するなど、ばい煙排出量や水質汚濁物質の排出量等の一層の低減策について検討すること。

## 2 個別的事項

### (1) 環境影響評価の項目について

ア 新設する5号機については、発電用燃料である副生ガスを集じん装置で集じんした後、ガスタービンで燃焼させる方式となるが、当該集じん装置からの排水に重金属が含まれるおそれがある場合には、排水に含まれる重金属の含有量を準備書において明らかにするとともに、環境影響評価の項目として選定すること。

イ 対象事業実施区域の近傍地域には民家等は存在しないが、南東側には新浜緑地多目的競技場や鹿島港魚釣園が所在することから、必要に応じて、工事の実施に係る粉じん等についても環境影響評価の項目として選定すること。

また、同様の趣旨から、必要に応じて、建設機械の稼働に係る騒音及び振動についても環境影響評価の項目として選定すること。

ウ 対象事業の実施により、ガスタービンなど、新たな施設が設置されることとなるので、その施設の稼働時の騒音レベル等を勘案し、必要に応じて、施設の稼働に係る騒音及び振動についても環境影響評価の項目として選定すること。

### (2) 調査、予測及び評価の手法について

ア 対象事業実施区域の隣接地において、平成19年6月に住友金属鹿島火力発電所が運転を開始したところであるので、大気質や水質に関する予測の実施に当たって使用する環境の現状のデータについては、これ以後の時期のものとする。

イ 「工事用資材の搬出入」に係る「窒素酸化物」や、「造成等の施工による一時的な影響」に係る「水の濁り」等の項目についての調査の手法として、文献その他の資料調査のみで、現地調査を実施しない場合には、その妥当性について準備書で明らかにすること。

ウ ダウンウォッシュや内部境界層形成時などの気象条件下における大気質の予測及び評価の実施に当たっては、気象に関する適切な調査の方法を選定するとともに、採用した調査方法の妥当性についても準備書で明らかにすること。

また、そのような気象条件下においても、大気環境への影響をできる限り低減する観点から、新設される5号機の煙突の高さを含め、環境影響の低減策について検討を行い、その内容を準備書で明らかにすること。

エ 施設の稼働に係る排ガスの予測対象時期については、定常の運転状態となる時期のほか、ウに記載したような気象条件下に加え、ガスタービンの起動時や停止時などの特殊運転条件下など、環境影響が最大となる時期においても、可能な限り予測及び評価を行うこと。

オ 「予測の基本的な手法」について、「類似事例の引用等」などと記載しているものについては、事業特性及び地域特性を踏まえてそれぞれの項目ごとにその妥当性を検討し、当該選定項目についての的確な評価ができるよう、適切な予測の手法を選定すること。

カ 既存施設の撤去に伴い発生する廃棄物については、どのような廃棄物が発生するかを準備書において明らかにしたうえ、適切に予測及び評価を行うこと。

この際、特に、撤去する既存施設について、アスベストその他有害な物質が存在するかどうかについて適切に確認を行い、存在する場合には、準備書において物質名を具体的に明らかにしたうえ、その発生量や処理方法等について適切に予測及び評価を行うこと。

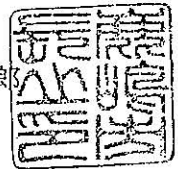


鹿 環 第 138号

平成19年12月12日

茨城県知事 橋 本 昌 様

鹿嶋市長 内 田 俊 郎



環境影響評価法第10条第2項の規定に基づく意見について（回答）

平成19年11月22日付け環政第676号で照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

- 1 鹿嶋市環境基本条例（平成12年条例第4号）を遵守し、影響評価を実施すること、かつ、住民意識については、適切な対応を図ること。
- 2 大気質に係る調査位置の設定について、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点を考慮願いたい。
- 3 発電所の稼動に伴い燃料として副生ガスを使用するが、温室ガス対策として排出される二酸化炭素の削減に考慮すること。
- 4 冷却水(温排水)を鹿島港へ放流することにより、海生生物への影響を考慮すること。





環 第 1 4 3 号  
平成 1 9 年 1 2 月 1 1 日

茨城県知事 橋 本 昌 様

神栖市長 保 立 一



環境影響評価法第 1 0 条第 2 項の規定に基づく意見について（回答）

平成 1 9 年 1 1 月 2 2 日付け環政第 6 7 6 号で照会のありました標記の件については、下記のとおりです。

記

- 1 近年の環境問題である地球温暖化については、温室効果ガス対策として、排出される二酸化炭素の削減に考慮すること。
- 2 事業所から放流される温排水については、鹿島灘海域の海生動植物への影響について考慮すること。

